

江田島市教育委員会会議録

令和元年5月20日（月）令和元年第6回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分
閉会 午前 10時51分

2 出席者（5名）

教育長	小野藤 訓
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	泊野 仁美

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	山近 宏
生涯学習課長	松岡 弘倫
学校給食共同調理場総括場長	福岡 洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課
総務係長 濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第8号 令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (4) 議案第9号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について

- (5) 議案第 10 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (6) 承認第 12 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について
- (7) 承認第 13 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について
- (8) 承認第 14 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (9) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第 6 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

審議に入る前に、8 ページの議案第 9 号から 16 ページの承認第 14 号までの 5 件については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 9 号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」から承認第 14 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」までの 5 件について、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 9 号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」から承認第 14 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」までの 5 件については、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第 1, 「教育長報告」を行います。

それでは、議案書、2ページをお開きください。
「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、三島委員にお願い致します。

○ 教育長

日程第3、議案第8号「令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第8号「令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」でございます。

議案書、3ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関しまして、基本方針を定める必要がございますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第8号「令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

資料の4ページをご覧ください。

「1 採択基本方針(1)採択の基本 教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。」としております。改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、また後ほど説明いたします。

「その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して

十分な調査研究を行う。」として、観点を示しております。

ア 小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）について

- (ア) 基礎・基本の定着
- (イ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (ウ) 内容の構成・配列・分量
- (エ) 内容の表現・表記
- (オ) 言語活動の充実

イ 改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされています。これらの観点はこれまでと変更はありません。続いて、

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々が教科書発行者と、直接の利害関係を有していないかということです。教育委員の皆様方も含め、今後確認を行い、採択を行ってまいります。

続いて、

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために作成した資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること、としております。

5ページをお開きください。次に、

「2 方法、組織及び手続き 江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。」としております。

(1) 小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）について

アとイがございます。

ア 小学校用教科用図書の採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（平成32年度使

用)」に登載されている教科書のうちから行う。また、中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 江田島市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続きを確立する。

(ア) 選定委員会において、これまで通りでございます。

- ・江田島市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。

- ・地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

- ・今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、江田島市教育委員会に答申する。

(イ) 調査員においては

- ・選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。

- ・その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、すべての教科用図書の特徴について意見を付す。

- ・専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。

- ・採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

- ・中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）については、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用するなど適切に採択を行う。

(2) 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）について、原則、平成30年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

(3) 改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

こちらはアとイの二つで示させていただいております。

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「平成32年（令和2年）度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を江田島市教育委員会に提出する。としております。

この基本方針に基づいて、令和2年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりた

いと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

学校教育課からは以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

「(3) 開かれた採択の推進」のところで、「採択後、遅滞なく公表する。」とありますが、教育委員会会議を公開している市町はどれだけありますか。

○ 学校教育課長

詳細は分かりかねます。今、手元に正確な数字を持ち合わせておりません。

○ 教育長

7ページに今後の日程が載っていますね。

○ 学校教育課長

はい。8月の教育委員会会議で答申予定です。

○ 教育長

教育委員も展示教科書は見ることができますか。

○ 学校教育課長

はい。能美市民センターにて、6月14日から6月28日まで教科書展示があります。

○ 教育長

他にありますか。

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第8号「令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第4，議案第9号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第5，議案第10号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第6，承認第12号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第7，承認第13号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第8，承認第14号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和元年6月17日(月)午前9時30分から江田島中学校で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員